

## NGO-JICA 協議会 NGO 側運営細則

### 1. NGO-JICA 協議会 NGO 正会員(以下、NJN 正会員)

- (1)選出方法:全国の NGO の中で、所定の書類と正会費 5,000 円を NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーターに納入する。年会費の入金後、登録終了となる。登録は随時受付ける。予算規模が 1,000 万円未満のネットワーク NGO は、初年度の会費の納入を免除することができる。
- (2)有効会員期間:4 月から 3 月の 1 年間(再選を妨げない)
- (3)役割:①NGO-JICA 協議会全国・地域会議の実施・参加、②NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーター選挙への投票、③活動報告と決算案の承認、④コーディネーターが与えられた役割を担えていないと判断される場合、正会員の 3/4 を持って罷免することができる。

### 2. NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーター(以下、NJN コーディネーター)

- (1)選出方法:NJN コーディネーターは、3 月に次期コーディネーターの公募を実施し、正会員団体に所属するコーディネーター候補の中から、NJN 正会員の投票で過半数に至った場合、決定とする。なお、NGO 側コーディネーターの数は 3 名以上 10 名以内とする。NGO-JICA 協議会事務局受託団体は、NGO と JICA の間で公平に業務を推進する事務局という立場であるため、コーディネーターに立候補はできない。
- (2)要件:
- ・協議会の趣旨に賛同する NGO の役職員であること。
  - ・任期中の会議への継続出席、事前議題調整、及び必要に応じ議題のフォローアップが可能であること。
  - ・実施要項と運営細則に賛同し、協議会の効果的な運営に協力すること。
- (3)任期:4 月から 3 月の 1 年間(再選を妨げない)
- (4)役割:全国の NGO の意見を集約・代表し、その最善の利益を目的に、NGO と JICA の連携を促進する。具体的には、以下の通りとする。
- ①意見集約・議題及びテーマの設定:年 1 回以上の JICA 事業実施団体へのアンケートに基づき、全国の NGO の意見集約を行い、それらの意見をもとに、協議会議題の設定を行う。
  - ②協議会事前会合への参加:協議会開催にあたり、事前会合にて議案等の調整を行う。
  - ③協議会への参加:意見集約で出た NGO の意見をもとに、JICA と連携促進についての議論を行う。
  - ④議事録確認と全国の NGO への報告:協議会での議論の内容について、議事録を確認するとともに、全国の NGO へ広く報告する。
  - ⑤協議会コーディネーター会議の運営と参加:協議会コーディネーター会議を運営する。
  - ⑥JICA コーディネーターとの連絡:NGO-JICA 協議会(全国・地域)以外の件について、JICA コーディネーターへの渉外業務を行う。
  - ⑦次期 NGO 側コーディネーターの選出:毎年 3 月にコーディネーターの選出を行う。具体的には、以下「1. 選出

方法」の通り。

⑧NJN 正会費の管理と資金管理予算案の作成・決算報告: NJN 正会費を管理し、毎年 5 月までに予算案を作成し、会計報告を行なう。付随する活動計画・報告書の策定を含む。

### 3. NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーター・メインフォーカル・サブフォーカル

(1)選出方法: 4 月にコーディネーター間の互選により決定する。

(2)有効会員期間: 4 月から 3 月の 1 年間(再選を妨げない)

(3)役割:

・NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーター間意見調整

・JICA コーディネーターとの協議会コーディネーター会議等の調整(NGO-JICA 協議会全国会議及び地方開催にかかる内容は、事務局を通じて調整を行う。)

・NGO・外務省定期協議会の NGO 側委員・コーディネーターとの調整

※NGO-JICA 協議会 NGO コーディネーターを代表した決定権は有しない。

※メインフォーカルは、これらの業務の最終的な実施責任を負い、サブフォーカルはメインフォーカルを補佐する。

### 4. その他

本細則に関わる事項の変更もしくは追加については、その都度 NGO コーディネーター・フォーカルの呼びかけにより、NGO-JICA 協議会 NGO 正会員で協議の上、決定することとする。

以上